

高収益作物次期作支援交付金に係る交付対象ほ場について

今までの交付対象ほ場は以下に限定されていました。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 所有権（相続による納税管理人も含む）を有していること② 農業委員会による賃貸借契約の権利設定がされていること③ 農地中間管理機構を通じた賃貸借契約の権利設定がなされていること |
|---|

今回、上記利用権設定等に加え「特定農作業受委託契約」を所有者等と締結した場合、交付の対象とすることとなりました。

1. 「特定農作業受委託契約」とは

- ①受託者（耕作者）が、農産物を生産するために必要となる基幹的な作業（耕起・整地、播種、収穫等）を行うこと
- ②受託者が生産した農産物を受託者の名義で販売すること
- ③その販売による収入の程度に応じ、その収入を農作業及び販売の受託の対価として充当すること。

上記の内容とした契約を指します。

2. 本町における「特定農作業受委託契約」の取扱いについて

①対象となるほ場について

利用権等の設定が原則であり、どうしても設定ができない例外として「特定農作業受委託契約」を締結した場合、交付対象ほ場とします、

「特定農作業受委託契約」にて対象となるほ場は以下のとおりとします。

- a：基幹作（主食用米等）は所有者等が耕作し、二毛作のみ賃借し高収益作物を作付・出荷しており（いわゆる裏小作）、通年の賃借ができず利用権の設定がなじまないほ場
- b：相続人が所在不明等により、過半の同意が得られず、利用権等の設定ができないほ場（相続人等が単に遠方に居住しているため同意に時間がかかる等の理由は不可です）

②ほ場の追加手続きについて

以下の書類を農業再生協議会事務局に提出してください。

- ・利用権設定等ができない理由書（別紙）
- ・特定農作業受委託契約書の写し（別紙契約書例を参考に所有者等の同意をもらってください）
- ・該当地番の農地台帳（所有者等の了解をもらい、農業委員会で交付を受けてください）
- ・特定農作業受委託契約に係る現地確認依頼票（別紙、事務局で現地確認を実施します）

③追加申し出期限について

上記書類の提出は後日で構いませんが、先に提出いただいた参考様式（地番一覧）への追加を下記期限までに申し出してください。

申し出期限：令和2年8月31日（月）午後5時まで（期限後は受付できません）

※様式は町ホームページにも掲載していますので、ご活用ください。